

寝屋川リーダーズ小学生クラブ 会則（規約）

第1条（名称）

本会は、寝屋川リーダーズ小学生クラブ（以下「本会」という）と称する。

第2条（目的及び活動内容）

本会は、小学4年生から6年生までを対象に、学校・学年を超えた仲間と、社会体験、キャンプ活動、ボランティア活動等のプログラムを通じて、交流、学習及び企画運営等に取り組むことで、次世代を担うリーダーの養成を目的とする。

第3条（事務局）

本会の事務局は、寝屋川市教育委員会事務局社会教育推進課に置く。

第4条（会員および入会）

本会の会員は、本会の目的に賛同し、所定の方法で入会申請をした者とする。

第5条（入会決定）

本会への入会は、事務局からの通知をもって決定するものとする。

第6条（会費）

会費は原則無料とする。ただし、キャンプ活動等、プログラムにより、必要に応じて別途徴収する。

第7条（事故の責任・保険）

会員は、事務局等の指示に従い、自己の責任において安全に活動するものとする。活動中に発生した傷害や事故については、本会が加入するスポーツ安全保険の補償範囲内で対応し、それ以上の損害賠償は負わないものとする。

第8条（自主退会）

会員が都合により退会する場合、所定の方法で事務局へ届け出なければならない。

第 9 条（禁止事項及び退会処分）

会員またはその保護者が、次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、事務局は必要に応じて退会を決定することができる。

- (1) 本会の秩序を著しく乱す行為
- (2) 事務局、指導補助者、他の会員及び保護者に対する誹謗中傷または迷惑行為
- (3) その他、社会教育推進課長が不適切と認める行為

第 10 条（退会決定の通知）

事務局は、退会を決定したとき、本人または保護者に通知するものとする。

第 11 条（実施期間）

本会の実施期間は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

附則

本会則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。